

諮問庁：国立大学法人千葉大学

諮問日：平成29年10月2日（平成29年（独情）諮問第59号）

答申日：平成30年2月15日（平成29年度（独情）答申第58号）

事件名：特定職員が行った精神保健指定医の業務に係る千葉県からの報酬等が分かる文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、文書1及び文書3につき、これを保有していないとして不開示とし、文書2につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人千葉大学（以下「千葉大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年7月5日付け千大総第239号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には、諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申ではその内容は記載しない。

（1）審査請求の趣旨

原処分を取り消して、対象情報は更に特定し、請求した情報は全部開示する、との決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

（2）審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示情報は、いずれも、法5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書き全てに該当する。

本件不開示情報は、いずれも、法8条に該当しない。

本件不開示情報は、いずれも、法7条に該当する。

とくに、精神保健指定医が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

19条の4第2項の規定により、特別職の公務員であるから、本件不開示情報は、公務員としての職務遂行情報であり、精神保健指定医が、客観的な生体検査もなく、ただその主観に基づいて、対象者を強制入院させることができるという性質の資格であること、本件開示請求に係る精神保健指定医らが対象者の人権を非常に制限する絶大な権限を有する同指定を違法に取得したり監督したりしたという本件事案の性質からしても、当然に開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件事案の概要

本件は、審査請求人が諮問庁である千葉大学に対して、平成29年6月9日付けで法人文書の開示請求を行ったことに対し、諮問庁が平成29年7月5日付け千大総第239号により、請求された法人文書のうち、一部については該当する文書を保有していないことから法9条2項の規定により不開示とし、その余の部分については法8条の規定によりその存否を明らかにせず開示請求を拒否する不開示決定処分（原処分）を行ったところ、原処分に対して審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求人の主張及び諮問庁の説明

ア 文書の特定について

審査請求人は、対象情報の更なる特定を求め、文書の特定について「文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である」と述べており、これは不存在とした文書について特定が不十分であることを主張するものと解される。

しかしながら、諮問庁では、法人文書の特定に当たっては、担当部署の職員をして、事務室のキャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行い、原処分を行っている。また、諮問に際して、改めて探索を行ったところであるが、新たに存在が確認された法人文書はなかった。

したがって、諮問庁が原処分において該当する文書を保有していないことから不開示とした決定は妥当である。

イ 存否を明らかにせず開示請求を拒否した情報について

審査請求人は、諮問庁が原処分において法8条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求の一部を拒否することとしたことについて、「請求した情報は全部開示する、との決定」を求めており、特に「精神保健指定医が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律19条の4第2項の規定により、特別職の公務員であるから、本件不開示情報は、公務員としての職務遂行情報」に該当することを主

張するほか、「公益上の理由による裁量的開示を実施すること」を主張しており、不開示決定の全面的な見直しを求めているものと解される。

しかしながら、不開示決定通知書において説明したとおり、諮問庁が原処分において法8条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した情報について、その存否を答えることで開示することになる情報は、法5条1号に掲げる情報に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しない。

特に、当該医師が精神保健指定医の資格を保有しているという事実の有無及び諮問庁の職員の職務としてではなく私的な活動として行った精神保健指定医の業務に関して千葉県から報償費等の支払いを受けたことについて諮問庁へ申請や届出等を行ったという事実の有無は、当該医師に分任された公務員等の職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、当該情報が法5条1号ただし書八に該当するものであるとは認められないものと思料する。

また、本件開示請求において諮問庁が存否応答を拒否することにより不開示とした情報を開示することには、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、法7条の規定に基づく裁量的開示を行うべきものには該当しないものと思料する。

したがって、諮問庁が原処分において法8条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求の一部を拒否することとしたことは、妥当である。

ウ 以上のことから、原処分を維持することが相当である。

2 補充理由説明書

(1) 原処分の見直しについて

諮問庁である千葉大学は、審査請求人の請求内容について検討を行った結果、平成29年7月5日付け千大総第239号による不開示決定処分（原処分）により法8条の規定により存否を明らかにしないで開示請求を拒否した文書のうち、A氏が行った精神保健指定医の業務に係る文書について、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は取り消すこととし、平成29年11月27日付け千大総第239-2号による不開示決定処分（以下「見直し処分」という。）により、原処分を見直した上で改めて不開示決定を行った。

(2) 不開示を維持する部分について

見直し処分により不開示とした部分については、見直し処分の不開示決定通知書において説明したとおり、該当する文書を保有していないことから、原処分を見直した上で、改めて法9条2項の規定により不開示

としたことは、妥当である。

なお、見直し処分において原処分の見直しを行わなかった部分については、理由説明書において説明したとおり、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年12月8日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 平成30年1月29日 審議
- ⑥ 同年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は文書1ないし文書3であり、処分庁は、文書1及び文書2については、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、文書3については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、当審査会に対する諮問後、平成29年11月27日付け千大総第239-2号により、文書1についてその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した部分を見直し、これを保有していないとして不開示とする決定（見直し処分）を改めて行っており、当該決定は妥当である旨説明するとともに、文書2及び文書3については原処分を維持すべきである旨説明する。

審査請求人は、見直し処分の後も審査請求を取り下げおらず、本件審査請求は、本件対象文書の全部開示を求めるものとして継続していると解されるので、以下、文書1及び文書3の保有の有無並びに文書2の存否応答拒否の妥当性について判断することとする。

2 文書1及び文書3の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書1及び文書3の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文書1について

- (ア) A氏が千葉大学職員の職務としてではなく私的な活動として行った精神保健指定医の業務に関しては、一般に、職員がその私的な活動に関して報償費等の支払いを受けたことを大学が知り得るのは当該職員等が大学へ申請や届出等を行う場合に限られるところ、同氏は学内規則においてこのような申請や届出等を行うものとされている身分の職員ではなく、したがって、千葉大学は、同氏が私的な活

動として行った精神保健指定医の業務に係り千葉県から報償費等の支払いを受けたことに関する文書を保有することはなく、現に保有していない。

(イ) また、A氏が千葉大学職員の職務として行った精神保健指定医の業務に係り同氏又は千葉大学が千葉県から報償費等の支払いを受けたことに関する文書についても、以下のとおり、該当する文書の保有は確認されなかった。

a 特定の職員が千葉大学職員の職務として行った精神保健指定医の業務に関し当該職員又は千葉大学が千葉県から報償費等の支払いを受けるということは、通常は想定し難いが、仮にこのようなことがあると想定するならば、千葉大学において千葉県から当該業務の遂行に係る依頼を受けた上で職員を当該業務に従事させるような場合に限られるものと考えられる。

さらに、千葉大学が千葉県から報償費等の支払いを受けた場合は、千葉大学において千葉県からの収入金の処理が発生することとなる。

b そこで、A氏の所属先において文書を探索したところ、千葉大学がA氏の行う精神保健指定医の業務に関して千葉県から依頼を受け、又は収入金の処理を行ったという事実は存在せず、該当する文書の保有も確認されなかった。

イ 文書3について

上記ア(イ)において説明した、A氏に関する同旨の文書に対するものと同様の探索を行ったが、その保有は確認されなかった。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。したがって、千葉大学において文書1及び文書3を保有しているとは認められない。

2 文書2の存否応答拒否の妥当性について

(1) 文書2の開示請求は、特定の職員(B氏及びC氏)を名指しして、当該各職員が私的な活動として行った精神保健指定医の業務に係る千葉県からの報償費等の受取に関する申請や届出等に係る文書の開示を求めるものであることから、その存否を答えることは、当該各職員が私的な活動として行った精神保健指定医の業務に係る千葉県からの報償費等の受取について申請や届出を行ったという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、また、千葉大学において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(同号ただし書イ)に該当するとは認められず、同号た

だし書口及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、文書2の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求に対し、文書1及び文書3につき、これを保有していないとして不開示とし、文書2につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、千葉大学において文書1及び文書3を保有しているとは認められず、妥当であり、また、文書2につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

「精神保健指定医として貴法人職員であり，又は過去に貴法人職員であった，A氏，B氏，C氏が行った精神保健指定医の業務に係り，当該職員個人又は貴法人が千葉県から支払いを受けた報償費，報酬，給与，交通費等の公金の額や支出のあった年月日や受け取った年月日等がわかる文書一切」に該当する以下の各文書

- 文書1 A氏が行った精神保健指定医の業務に係り同氏又は千葉大学が千葉県から報償費等の支払いを受けたことに関する文書
- 文書2 B氏及びC氏が千葉大学職員の職務としてではなく私的な活動として行った精神保健指定医の業務に係り両氏又は千葉大学が千葉県から報償費等の支払いを受けたことに関する文書
- 文書3 B氏及びC氏が千葉大学職員の職務として行った精神保健指定医の業務に係り両氏又は千葉大学が千葉県から報償費等の支払いを受けたことに関する文書